

防衛省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正（第一条関係）

一 防衛装備庁長官官房装備開発官の定数を四人から五人に改めること。（第八十條関係）

二 防衛装備庁装備政策部装備制度管理官を廃止するとともに、同部に装備保全管理官一人を置くこと。  
（第八十七條及び第九十條関係）

三 防衛装備庁装備政策部装備制度管理官が廃止されることに伴い、同部及び調達管理部の所掌事務並びに装備政策部装備政策課及び調達管理部調達企画課の所掌事務を改めること。（第七十三條、第七十六條、第八十八條及び第二百一條関係）

四 防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官を廃止するとともに、同部事業監理官の定数を三人から四人に改めること。（第九十一條及び第九十三條関係）

五 防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官が廃止されることに伴い、同部事業計画官及び事業監理官の職務を改めること。（第九十二條及び第九十四條関係）

六 その他所要の改正を行うこと。

第二 自衛隊法施行令の一部改正（第二条関係）

防衛装備庁装備政策部装備制度管理官及びプロジェクト管理部統合装備計画官の廃止並びに装備政策部装備保全管理官の新設に伴い、管理隊員の官職を改めること。（第五十一条の六関係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

一 乗組手当の支給対象となる艦船乗組員として、艦船に乗り組んでいる陸上自衛官を加えるとともに、当該陸上自衛官に支給する乗組手当の月額を定めること。（第十一条の三及び第十二条関係）

二 乗組員である陸曹長等を食事の無料支給の対象職員に加えること。（第十四条関係）

三 防衛装備庁装備政策部に装備保全管理官を置くこと等に伴い、俸給の特別調整額の対象官職及び種別を改めること。（別表第三関係）

四 防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、災害派遣等手当が支給される職員の範囲の拡大等を行うこと。（別表第五関係）

五 航海手当の支給対象となる艦船乗組員として、艦船に乗り組んでいる陸上自衛官を加えること。（別表第七関係）

第四 防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正（第四条関係）

遺族補償一時金の特例の対象として、船員である陸上自衛官を加えること。（第二条及び第三条関係）

第五 施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行すること。（附則関係）